

NICO press 制作・発送準備等業務委託契約書（案）

公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、NICO press 制作・発送準備等業務委託に関して、以下の条項により委託契約を締結する。

（制作委託等）

第1条 甲は、別紙「NICO press 制作・発送準備等業務委託仕様書」に記載の NICO press の制作・発送準備等業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和7年（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までとする。ただし、甲における本業務に関する方針に変更がなく、乙の本業務履行に問題がないときは、次の1年間の業務について、改めて契約する。

2 前項の再契約が可能な期間は最長で令和10（2028）年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料の額は、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

（権利の譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（再委託の制限）

第5条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に関して発生した損害（第三者の著作権侵害等による異議、苦情、損害賠償等を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（企画意図の尊重、納期の遵守等）

第7条 乙は、業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 企画意図の尊重、指示事項の履行及び品質の保持

甲が指示する NICO press 各号の企画意図を尊重して、甲が指示する取材等（撮影・原稿作成を含む。）を実施すること。また、その制作過程において、乙が有する編集・デザイン等の専門的ノウハウを供与し、契約期間を通じて一定の品質を保持すること。

（2） 納期の遵守等

本契約で定められた納期を遵守するとともに、納期を遵守できないおそれがある場合

には、速やかに甲に報告し、その指示に従うこと。

(納品・検査)

第8条 乙は、成果物たる NICO press を、あらかじめその期日を甲に連絡した上で、納品するものとする。

2 甲は、納品を受けた成果物を速やかに検査し、瑕疵が発見された場合には、直ちに乙に通知するものとする。この場合、乙は、甲の指定する期日までにその指示に従いこれを補正し、再検査を受けなければならない。

(著作権の帰属)

第9条 NICO press の著作権は、甲に帰属する。ただし、従来、乙等が著作権を有しているものについては、権利が留保されるものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、成果物の納品・検査終了の都度、当該分に係る請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 第1項の規定による請求の累計額(年額)は、第3条に定めた金額を上限とする。

4 委託期間の途中において、前項の上限金額を超過するおそれが生じたときは、甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約の変更)

第11条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議のうえ本契約の内容を変更することができるものとする。

(1) 委託期間の中途において、委託料、委託期間又は「NICO press 制作・発送準備等業務委託仕様書」に定める内容の変更を行う必要が生じたとき。

(2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件での契約の一部の履行が困難になったとき。

(3) 甲の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたとき。

(守秘義務)

第12条 乙は、本契約の履行に関して知り得た個人情報、企業情報、営業秘密、その他一切の情報(以下「個人情報等」という。)を、転用、利用、公開又は漏洩してはならない。ただし、個人情報等の本人の書面による承諾がある場合は、この限りでない。

2 乙は、前項に規定する義務に従業者に遵守させなければならない。

3 乙は、本契約を履行するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護法をはじめとする関連法令等のほか、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することがで

きる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
 - (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができない。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（契約終了後の措置）

第15条 やむを得ない事由により、業務が完了しないまま本契約が終了した場合であっても、業務の成果と認められる中間成果物その他の成果物が存する場合において、甲が請求したときは、乙は、当該成果物を甲に引き渡さなければならない。

2 前項に該当する場合、甲は、当該部分を評価した上で、これに対する相当な対価を支払うものとし、当該支払時において、当該成果物の所有権、著作権、その他の一切の権利は甲に移転するものとする。

3 本契約終了後においても、第6条及び第12条の規定は、効力を有する。

(疑義等の決定)

第16条 本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲乙双方にて誠意をもって協議の上、決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者記名捺印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区万代島5番1号
公益財団法人にいがた産業創造機構
理事長 花角 英世

乙

NICO press 制作・発送準備等業務委託仕様書

1 委託物

- ① タイトル： NICO press
- ② 発行回数： 令和7年（2025）年4月から令和8（2026）年3月までの6回
- ③ 発行日： 原則として隔月（奇数月）25日
- ④ 印刷部数： 各号3,000部
- ⑤ 印刷方法： 4色 オールカラー
- ⑥ 規格ほか： A4版、16ページ（表・裏表紙含む）、中綴じ針金2ヶ所、つや消しコート菊版48.5kg
- ⑦ その他： 冊子のほか、NICOホームページ掲載用のPDFデータ、原稿、画像データを納品すること

2 委託内容

甲が指示する各号の特集企画及びシリーズ企画の内容に従い、次に示す事項を実施すること

(1) 制作業務

- ① 企画立案に係る専門的ノウハウ等の供与
- ② 取材同行（ライター・カメラマン等の手配）及び原稿作成
- ③ 編集・デザイン制作及び打合せ
- ④ 印刷製本

(2) 発送準備業務

- ① 送付ラベルの作成及びラベル貼りに係る業務
※メール便サイズは飛脚ゆうメール便の仕様で用意すること
※宅配便サイズは梱包のみ。（宅配便の送り状は甲が用意する。）
※送付先リストは、発行の10日前頃に甲から提供する。（送付先数：約1,600件）
※発送業務は甲が行う。
- ② 同封物の封入、封筒の封止め業務
※郵便局への信書確認は甲が行う。
- ③ 重量ごとの通数確認、区分け（6区分）・梱包に係る業務
- ④ 送付物のNICOへの納入

3 委託条件

次に示す資料等を甲に提出し、その同意を得た上で履行すること

- ① 発行号ごとのスケジュール
- ② 全体頁のレイアウト
- ③ 初校
- ④ 再校
- ⑤ 三校
- ⑥ 色校正

4 納入場所

甲が別途指示する場所

5 納入期限

原則として隔月（奇数月）25日

※発送準備業務を行う分（約1,600件）については、上記納入期限から2営業日以内を目途に納入。

6 その他の仕様等

受託者との協議により決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を外部へ漏洩し、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約による業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得るものとする。乙は、再委託にあたっては、再委託先が本特記事項に定める義務を果たすよう監督しなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するために収集し、または作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該業務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還・引き渡し)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故の場合の措置)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。